

短時間労働者 労働時間 延長支援コース

「年収の壁」対策に最適な新制度が始まりました。

従業員を新たに社会保険に加入させ、

労働時間を延ばし処遇改善に取り組んだ企業に対し、

最大75万円／人の助成金を支給する

新コースが創設されました。

キャリアアップ
助成金

支給額のしくみ

社会保険加入時の取り組み

労働時間の延長幅	賃金の増加率	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	不問	50万円	40万円	30万円
4時間以上～5時間未満	5%以上	同上		
3時間以上～4時間未満	10%以上	同上		
2時間以上～3時間未満	15%以上	同上		

制度の活用で期待できる効果

- ◆パート・アルバイト等の労働時間延長を後押し
- ◆年収106万円・130万円の「壁」を気にせず働ける環境づくり
- ◆社会保険加入による従業員の将来不安解消
- ◆人手不足解消への具体策として活用可能

2年目の取り組み

取り組み内容	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間をさらに2時間以上延長	25万円	20万円	15万円
基本給を5%以上増加、 または昇給・賞与・退職金制度の導入	上記と同額		

※1年目との比較により判断され、併用も可能です。 ※初回+追加の最大支給額は75万円／人となります。

対象となる事業主

- ◆短時間労働者(週所定労働時間20～29時間)を雇用している
- ◆該当従業員の週所定労働時間を5時間以上延長し、30時間以上にした
- ◆延長後の勤務を6ヶ月以上継続している



既存の助成金利用中でも切替可能

「社会保険適用時処遇改善コース(労働時間延長メニュー)」をご利用中でも、新コースの要件を満たす場合は切替申請が可能です(令和7年7月1日以降)。

